

はじめに

高千穂大学（以下「本学」という。）における障がい学生に対する支援は、「高千穂大学障がい学生支援規程」（以下「規程」という。）に基づき実施される。本ガイドラインにおいては支援の対象、障がいおよび支援の詳細について定める。

1. 支援に当たっての範囲

(1) 学生の範囲

本ガイドラインにいう学生とは、本学に在籍する学生（学部生、大学院生、科目等履修生および留学生）とする。ただし、本学に入学を希望する者についても、本学に在籍する学生に準ずる者として学生の範囲に含める。

(2) 障がいの範囲

障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会的生活に相当な制限を受ける状態にある学生とする。

(3) 支援の対象者

障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会的生活に相当な制限を受ける状態にある者で、かつ障がい者手帳（および障がいの種類によっては医師の診断書等の根拠資料）を有する学生が、自ら学生生活上の支援の必要性を申し出た場合、当該学生を含めて建設的な対話を行い、支援が必要であると本学が認定した者を支援の対象とする。なお、一時的な疾病等については原則、支援の対象としない。

(4) 「合理的配慮」としての支援内容

- ①入学試験（入学前、受験時など）
- ②修学（授業、卒業など教務事項）
- ③学内における学生生活（課外活動、学校行事などの学生支援）
- ④就職支援（イベント、企業訪問など）
- ⑤意見交換（支援内容について学生との会合の場の設定など）

2. 支援内容について

(1) 支援内容の決定手順

学生本人の申し出により、当該学生・保護者と本学が建設的対話をし、双方の合意に基づいた内容に対して、学長が合理的配慮により支援を決定する。その際、本学の教育目的・内容・評価の本質について変更することはしない。支援の策定及び内容の調整は障がい学生支援合同会議にて行う。また、支援内容について必要がある場合には変更も含め調整を行う。

(2) 支援内容

上記(1)により支援内容を決定する際、本学においては以下の内容を参考に考慮する。

- ①入学試験における支援は、大学入試センター試験の「受験上の配慮」
- ②通常の授業形態を前提として授業教室での座席や教室間移動への配慮
- ③エレベーター、専用トイレ、リフトの使用
- ④その他の学生の利益を著しく毀損しない

(3) 「合理的配慮」としての支援内容に含まれないもの(例)

①教育に関わる本質的な変更を伴うもの

成績評価において、教育目標や公平性を損なうような評価方法、評価基準の変更や、合格基準を下げること、卒業要件を緩和することなど

②体制面、財政面において均衡を損なう場合、または本学にとって過度の負担を課すもの

- ・大きな財政負担や管理が必要となる施設設備の改修要望
 - ・学内での学生生活(授業を含む)に必要な個人装置やサービスの提供及びそれに係る費用(本人手配・負担)
 - ・学内移動時に必要な介助者の手配及びそれに係る費用(本人手配・負担)
 - ・ボランティア手配及びそれに係る費用(本人手配・負担)
- など

③教育と関係ない個人的な生活全般に係わる支援

- ・個人に対する車椅子の提供等装備への負担
 - ・本学の修学と関係のない課外活動についての支援
- など

3. その他

(1) 留意すべき事項

- ①支援に関する相談窓口は学生課とする。
- ②個人に係る相談内容などの秘密は厳守する。教員、他部署との情報共有が必要な場合は、事前に本人の了承を得る。